

令和5年度 第2回蕨市障害福祉計画策定懇談会

議事要録

<開催概要>

日 時：令和5年8月29日（火）14時～16時

会 場：蕨市立中央公民館 1階講座会議室

出席者

会 長：濱畑 芳和（立正大学）

副会長：鹿子木 順子（蕨障害児〔者〕を守る会）

委 員：尾崎 節子（蕨市身体障害者相談員）

安彦 幸江（蕨市視覚障害者協会）

小川 君子（蕨・戸田地区精神保健福祉家族会 雑草クラブ）

佐々木 美奈子（〔福〕戸田蕨福祉会 あすなろ学園）

大櫛 モヨ子（〔福〕蕨市社会福祉協議会）

大槻 知也（埼玉県南部保健所）

小島 裕子（蕨市民生委員・児童委員協議会連合会）

進藤 ちどり（蕨市聴覚障害者協会）

以上名簿順

※欠席：沖田 昭治（公募委員）

事務局：根津健康福祉部長、國井福祉総務課長、安治保健センター所長、岡本福祉総務課障害者福祉係長、磨見福祉総務課障害者福祉係、細野保健センター保健指導係長、長谷川保健センター保健指導係

コンサル：板倉、松久（株式会社サーベイリサーチセンター）

次 第：議題(1)アンケート回収率の報告について

議題(2)団体ヒアリング実施結果について

議題(3)第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の実施状況について

議題(4)その他

【開 会】

議題(1)アンケート回収率の報告について

(事務局よりアンケートの回収率について説明)

○会長

回収率52.5%ですが、これは、ほかの調査と比べてどんな感じでしょうか。

○事務局

前回の回収率が51.1%ですので、3年前の調査からは、僅かに回収率が上昇しました。ほかの自治体でも障害者の調査は回収率5割程度ですので、おおむねよい回収率であると考えております。

○会長

ありがとうございます。

議題(2)団体ヒアリング実施結果について

(事務局より資料1「蕨市団体ヒアリング結果」の説明)

○会長

精神科病院の件が出ていましたが、もし何かの理由があって入院させる、またはしていただく必要がある場合には、蕨市の方はどちらにお入りになるのでしょうか。

○事務局

一番多いのは戸田市にある戸田病院、また川口市の川口病院、さいたま市だと浦和神経サナトリウム、あと大宮厚生病院が多いかと思います。

○委員

あと、越谷市の北辰病院もかなり多いです。今、事務局が言った病院と北辰病院、この5つの病院がかなりの数、割合を占めていると思います。

○会長

そちらの空き状況や受入状況、またはご本人さんが通院されているという経緯で行かれているのでしょうか。

○事務局

家族からご相談を受けたときは、場合によっては、その地区の担当の保健師が病院に空き状況を確認する場合があります。家族が動ける方は家族で動いている場合もありますが、難しい方はこちらでお手伝いすることはあります。

○会長

やはり要望としては、結構強いものがあるのでしょうか。

○委員

私も今読んでいて気になったのですが、市内に通院するというのは、蕨市立病院に精神科があるのでしょうか。

○事務局

精神科は、ふたばクリニックさんのみです。

○委員

ありがとうございます。

○会長

手話通訳の人手が足りず、登録通訳者が高齢になってきているということで、その辺りの見通しなどは何かお考えなり把握されているものがあれば、教えていただければと思います。

○事務局

市の登録手話通訳者が、今年度から2名増えて6名になっております。通訳が必要な場合に手話通訳者派遣事務所に派遣の依頼をして、登録の手話通訳者の方が一緒に同行して通訳をしていただきます。また、社会福祉協議会に委託している手話通訳者派遣事務所に、本来であれば専任の手話通訳者が1名配置されているべきなのですが、昨年度退職をされてから1人欠員になっていて、今は登録手話通訳者が6名のうち2名の方が交代で入っていただき、専任のお仕事を代わりにやっただけの状況なので、現在募集をかけているところです。

○会長

手話通訳者の養成では、何か取組などありますか。

○事務局

養成は、手話通訳者派遣事務所が委託事業として、手話の講習会を行っており、入門・初級・養成準備・養成コースと4コースあります。養成準備と養成の2コースが手話通訳者を目指すためのコースとして毎年実施しており、今年度も手話通訳者の試験を受ける前段階のコースを受講されている方が1名いらっしゃいます。その方が今年度コースを修了されれば、市の登録手話通訳者の試験を受けていただき、合格すれば通訳者になるという形で、毎年度そのコースで実施しております。

○会長

それであれば、そこが途絶えているとか、全然いらっしゃらないというような状況ではないと。

○事務局

何年間かはコースを受ける方がいらっしゃらない年があったので、そのような年が続くと、通訳者の試験を受ける方もいらっしゃらないので、そこで途絶えてしまいましたが、昨年、今年度と受講されている方がいらっしゃるなので、少しずつですが、新しい方に入っていただけるような流れはできていると思います。

○会長

いろいろ教えていただきありがとうございます。

○委員

資料2ですが、これは蕨市で作成したものではなく、県の福祉課で作成したものですか。

○事務局

そうです。

○委員

今までのよりも言葉遣いがすごく難解ですよ。そのため、辞書を引ながら読みましたけども、もう頭が痛かったです。

○事務局

そうですね、すごく難しい資料になってしまっているの。
なるべく簡単に説明をしていけたらと思っています。

○委員

よろしく願います。

議題(3)第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の実施状況について

(事務局より資料5「障害福祉サービス等の実績値」と現計画書を用いて前半を説明)

○委員

95ページの最初のところに、「福祉施設の入所者の地域移行」とありますよね。地域生活の移行というのは、何をもって移行になるのでしょうか。例えば、病院や施設に入っている人が長いことそこにいるというのではなく、まちの中でグループホームやアパートに入れば、それは地域生活になるわけですか。

○事務局

そうです。

○委員

親と一緒に住んでいるのも地域生活ですか。

○事務局

施設入所をしていた方が家に戻られて、そこでいろいろな支援を受けながら、自宅で過ごすということになれば地域移行になります。

○委員

確かに何十年も同じ場所で隔離されて過ごすことは、よくないことだと思います。ただ、重度障害者を抱えているような人たちは、先のことを考えて施設に入れたいと思う人たちがいっぱいいるわけです。それは地域生活と逆行していることになるのでしょうか。

最初にそのような話があったときに、国が入所施設は造らず、補助金は出しませんと言っていました。

○事務局

そうですね。今でもそれは変わらず、国では、施設は基本的には進めてないです。

○委員

そうですね。ただ、現状はそうではないじゃないですか。やはり重度の子を持つ親たちは、自分たちが年を取ったときのことを考えています。だから、地域生活と言

っても、何をもって地域生活と言うのかと思っています。多くのページを割いて地域生活のことを書いてありますが、何かぴんとこない。

○事務局

そうですね。入所施設の待機者がいるような状況で地域生活に移行する方の目標を立てる必要があり、おっしゃるとおり、逆行している部分もあると感じているところではあります。ただ、重度の方や強度行動障害がある方に施設入所が必要だというのは、県の考え方でも示されています。施設入所をしているけども、グループホームでも大丈夫そうな方は同じ系列の法人の入所施設からグループホームに移ってもらうことはたまにあるので、そのような考えでグループホームに移行して、そこでいろいろな支援を受けながら暮らしていくことはできると思うので、重度の方とは別に考えて、地域移行できそうな方の目標を立てることになっているのかなと思います。

○委員

ただ、知的障害の場合は、家で見るのがとても大変で、小さいときから入所施設に入っている子たちが蕨にもいるかもしれません。生まれて5、6年で施設に入って、ずっとその施設で生活している人たちもいると思います。そのような人たちを地域に戻す、地域の中でやっていくことは大事ですが、その間に何か施設がないと、いきなり地域生活とうたっても、なかなか達成できないのではないかと思います。

○事務局

そうですね。実際蕨でも地域移行された方はこの3年間でゼロなので、なかなか厳しい目標値なのかなと思います。

○委員

先日、別な団体で県との交渉がありました。その中で、国では入所施設を造らない方向だけれども、やはり県としては、1,600人以上待機者がいる中でそれは難しいので、数値目標は上げませんということは言っていました。いろいろな団体が要望することを国に持って行くのだけれども、入所施設を造ってくださいと言ってくるのは埼玉県だけですと言われてたらしいです。ただ、埼玉県としては、現状は分かっているけれども、やはり国の制度としていろいろなことがあるので、なかなか難しいという話はされていました。

でも、蕨市としても、県と一緒に数値目標を上げていないことは、すごく助かります。先ほど委員が言ったように、入所施設からの移行というのは、もちろん希望する方がいれば、どんどん移行していただければいいと思いますが、現状、受皿がない状態で何人と言われても困りますよね。

今、グループホームがどんどんできており、県の6割以上のグループホームが株式会社らしいです。株式会社のグループホームはお金もあり、とてもいいと思いますが、施設によっては重度の人に対してとてもつらい選択を簡単にしてくる。少しでも暴れると、もうここにはいられないので、やめてくださいと簡単に言うところもある。もちろん、そんなところばかりではないと思いますが、県としてもきちんと見極めてほしいという話が出ましたので。先ほど頂いた資料4、これにもやはり株式会社のホームが蕨にも新設されていると感じています。情報を全く知らなかったのも、今度見学に行こうと思っていますが、それがいい状態で蕨に根づけばいいかなと思っています。

ただ、先ほど21名施設待機者がいるというお話がありましたが、恐らくそのうちのほとんどは、親が高齢だったり、片親になったり、また面倒を見る人が病気になって、どうしようもない状態で入所施設を希望するけれども、現在埼玉県には空きがないので、ショートステイというシステムがある中で、例えば1か月行ったら駄目だけど、1日減らして、また1日帰って、また次の月に行くというような、もう抜け道ではないですが、そのように何か月も暮らしている方がたくさんいらっしゃいます。蕨だけではないですが、重度の方の現状は本当に大変なので、そのことも国は分かった上でやっているのか、耳を塞いでしまっているのかは分からないですけども、こういうことはやはり訴えていくしかないもので、引き続き訴えていきたいし、現状をいろいろな方に理解してほしいです。なぜ障害者の人は自分の子供を施設に預けたいと言うのか分からないという方がいらっしゃると思います。自分で育てればいいし、子供はそれを望んでいないと思っている方がいらっしゃると思いますが、親は子供をずっと手元に置いておきたいけれども、それがとても難しい状態、だから施設に入れる。あとは、成年期の自立として施設に入る。親はどうしても手を出してしまうけれども、施設に入ると、その施設の共同生活の中で、親とは違う支援員さんや仲間の刺激によって、その子がすごく成長することがあります。そのようないい面もたくさんあることをも

っと言ってほしいと思います。

○委員

グループホームに入る方の話では、月曜日から金曜日まで毎日作業所へ通うことが条件ですよね。だから、体調が悪いときでもグループホームにいたらいけないのですよね。作業所に来て、調子が悪いから午前中は横になっていて、午後からお昼ご飯を食べて作業をすとか、そういう規則になっているらしいです。それはもうびっくりしました。

あと、精神の場合、長期入院でもなるべく退院をさせるようにといますが、お子さん2人が精神障害というお宅もあります。1人は今、自宅で過ごしていますが、もう1人が退院して2人一緒に自宅で過ごすということは、自宅にいる方も精神的に不安定になると思います。負担がかかると思うので、入院をお願いしているのです。

いろいろなケースがあるのですが、計画書を読んでも、退院しか書いてないですね。退院のところは少し考えてほしいと思います。

○委員

違う視点からの話ですが、施設の入所待機者が21名いらっしゃるという話がありました。保健所では措置の通報という形で警察官通報というのがありますが、重度の行動障害の人で、家族がもう見切れなくなって、結局警察に連絡をするというケースがありました。警察から通報があって、私のほうで対応したケースもありますが、正直、調整しようとしても、入院したものではないので医療サイドもかなり拒否的。ただ、家族も面倒を見切れないため、やむなく病院に頼んで、保健所が介入して、家族も入院の同意をするということで病院に送ってもらって入院はさせました。ただ、治療は難しいです。

病院側からの家に戻すか、必ず施設受入先を探してくれという条件を受けての入院をしている立場上、探さざるを得ない状況になり、その際はいろいろなつてを使って、入間市の施設に我々と家族で頼んで、何とか引き受けてもらったケースがありました。実際家族も見切れなくなって、そのような別の形で対応することも増えてきています。本当に受入先がなくて、医療サイドにも一旦は何とか引き取ってもらえましたが、そういうのもある意味必要なのかなと思います。家族の方が大変という状況もあるので、その辺りの部分は、行政と考えていきたいと思っていて、何とか制度を整える必要があるのかなと私も思います。

○会長

今、数々出てきたところで言いますと、いわゆる地域移行がかなり課題を抱えている。数値目標という形で外に出せと言われたかもしれないけれども、今となっては、

もう施設でないと行き場がないといいますが、そういう方ばかりがいらっしゃる中
ろの中で、さらなる地域移行というのは無理があると感じます。

一方で、施設待機者もたくさんいるというような状況。蕨市でも21名いらっしゃって、
県内では数千人単位でいる状況の中で、県では施設の新規整備に取り組むということで
整理をされてはいるけれども、全国的にはそうではなく、残りの46都道府県は削減の方
向に進んでいます。果たして、現状の制度の中で、数値目標という形で縛りをかけてき
ていますけれども、地域の受皿自体をつくれるのかということですが、ここが恐らく
ご意見の中ではいろいろ疑問に思っているところだと思います。

ここでどうにかなるような性質の話ではないですが、私も午前中にこの話題で議論
してきました。受皿はあっても、なかなか横展開しないということですかね。特に
精神障害の方の地域移行は厳しい、じゃあ家族で全部抱えられますかという、家族
がギブアップするから結局入院という形になるわけなので。今まで、その家族に押し
つけているような状況自体もどうなのかということも含めて、その地域のステークホル
ダーが全てギブアップしたときに、最後のとりでになるのが施設だったところを、
残りのところを強化していかないと、出せと言われても…ということになる
のだらうと思います。その辺り、これは私の問題関心ではありますが、考えていき
たいと思いますし、市の方々、また施設の方々、それからご家族の方々も、共に考
えていけたらと思います。いろいろなところで実態を示していきながら、要望も伝
えていくような取組も必要なのかなと思っています。

○委員

精神障害者の方ですけども、80歳を超えた女性の方がいらっしゃいました。老人
ホームに4か月入って、また違う老人ホームに4か月入って、また戻って、入ってとい
うのを何回か繰り返して、そして高齢になって亡くなりましたが、高齢になると、退
院をして老人ホームに入所で、地域移行になるのでしょうか、そういう方もいらっ
しやいました。

議題(3)第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の実施状況について

(事務局より資料5「障害福祉サービス等の実績値」と現計画書を用いて後半を説明)

○委員

106ページで就労移行支援と就労継続支援のA型、B型が、以前は市内にスマイラ
松原だけだったのがすごく増えてきて、よかったかなと思うのですが、実際に就労に
結びついている数値は出ているのでしょうか。

○事務局

実際に一般就労に結びついた方の報告は特にないので、今の段階でご説明できません。サービスが終了して一般就労をしたというのは、相談支援のほうからモニタリングの報告がありますけれども、今後その辺の数字の取りまとめをします。

ただ、スマイラ松原の就労移行支援からも、昨年度、今年度で一般就労された方が数名いらっしゃるという報告を受けているので、一般就労されている方は間違いなくいらっしゃいます。

○委員

以前あすなる学園で評議委員をさせていただいた中で、保育所等訪問が蕨市の場合とても人数が少なくて、なぜつながらないのかというお話をいただきました。資料4を見ると、蕨の中でも、みんそるさんとLITALICOジュニアわらび教室さんの保育所等訪問などを使っているのでしょうか。

○事務局

そうですね。蕨では少ないのですが、LITALICOさんを使っている方は多いです。LITALICOさんは、蕨だけではなく系列でも幾つかあるので、蕨だけでできない場合はお茶の水教室など都内の教室から保育所等訪問支援のために支援員の方が来てくれます。

○委員

あすなる学園のお話を聞くと、蕨市内の方が少なくて、戸田とは人数が倍以上違う。民間のところが悪いとかではないのですが、あすなる学園は長くやっていますし、経験豊富な支援員さんの方がいらっしゃるの、なぜ増えないのか疑問に思っていました。ほかの施設も使っているのですね。

○事務局

あすなる学園さんの保育所等訪問支援を利用されている方は確かに少ないのですが、蕨の幼稚園や保育園に巡回相談には行っていただいている、関わりはつくって連携してやっていただいている部分はあります。ただ、保育所訪問の支援は、戸田と比べると、確かに利用されている方は少ないです。

○委員

私立の保育園は使えるけど、公立の保育園がゼロという数字もあったので、なぜ公立はゼロなのかと疑問に思いましたが、ほかにもいろいろ使うところがあるということですね。

○事務局

そうですね、いろいろな選択肢があるというのは要因かもしれないです。

○委員

あと保健師さんが、巡回などでよく保育園、幼稚園の先生方といろいろと相談しているというのを聞いていて、そこで意外とお話がうまくいっているという中で保育所等訪問にはなかなかつながってもらえないと聞いています。巡回のほうは、蕨市さんもたくさん利用していただいています。

○委員

相談の立場から言うと、保育所等訪問支援ですと、保育所や幼稚園のイメージがありますが、相談になると小学生の方が保育所等訪問支援を使われているケースが多いです。

○会長

それでは、議題の3につきましては以上とさせていただきますもよろしいでしょうか。
(異議なし)
ありがとうございました。

議題(4)「その他」

○事務局

次回の懇談会は、初回でお渡しした予定表のとおり、次回は11月14日火曜日、2時から懇談会を行います。

場所は新しい庁舎の中の会議室を予定しております。ただ、会議室の場所はまだ決まっていないので、またご連絡させていただきますが、また場所が変わってしまうので、間違えないようにお越しいただければと思います。

あとは先ほどご説明させていただいたとおり、これから素案の作成を進めていきますが、懇談会まで2か月半ほどありますので、その間に皆さんにご意見をいただけるように、準備したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長

それでは、ほか委員の皆様方から何かございましたら、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(特になし)

特になければ、次回11月14日の14時から新庁舎内のいずれかの会議室でということで、ご予約のほうをよろしく願いいたします。

それでは、本日提案いたしました議題については全て終了ということで、私のほうは以上とさせていただきます。以降は事務局のほうで、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。

では、以上をもちまして閉会いたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。

【閉 会】